

**障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り
込んだ共生社会づくりを目指すための
条例骨格案 検討報告書（案）**

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会

目 次

I	はじめに	1
II	検討経過	2
	1 社会福祉審議会での議論	
	2 障害者団体との意見交換等	
III	条例の検討経過および内容	5
	1 前文について	
	2 目的、基本理念について	
	3 定義、分野別差別禁止規定について	
	4 法の上乗せ・横出しについて	
	5 差別があった場合の相談・解決の仕組みについて	
	6 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について	
	7 手話言語について	
IV	障害を理由とした差別事例等の募集結果	21
V	「障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会づくり」についてのアンケート結果（抜粋）	27
VI	参考資料	29
	資料1 5月19日第1回社会福祉審議会諮問書および資料	34
	資料2 障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格(案)	39

I はじめに

- ・滋賀県では、これまで、「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会」や「共生社会推進検討会議」等において、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、障害福祉関係者のみならず、あらゆる主体が共に考え、行動するための具体的な方策について検討してきました。
- ・その中で、従来からの「障害」の概念を捉え直し、ひきこもりなど様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の谷間の問題、社会参加や就労における課題に対して、社会福祉全般に関わるものとして、障害福祉関係団体、企業、行政、更には県民全体で取り組むことが求められてきました。
- ・また、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が公布、平成 28 年 4 月に施行されたことにより、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な法整備はなされたものの、規制の対象とする範囲、障害者差別に関する相談および解決に関する具体的な仕組みについては十分ではなく、障害者差別解消法の実効性の補完が課題となっています。
- ・これらのことから、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の孤立も見逃さない」共生社会づくりを目指すことを決意し、その歩みを確かなものとするため条例を制定することが必要であるとの認識のもと、滋賀県知事から滋賀県社会福祉審議会委員長に対して、共生社会づくりを目指すための条例の骨格について諮問されました。
- ・諮問を受け、滋賀県社会福祉審議会内に条例検討専門分科会を設置し、障害のある人やその家族、福祉、教育、経済、学識者など、様々な立場の委員が集まり、当事者団体等から募集した「障害を理由とした差別事例等」をもとに条例の骨格に盛り込む内容について検討を行いました。
- ・以下、滋賀県社会福祉審議会条例専門分科会における議論の経過、内容、とりまとめた障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格(案)について報告を行います。

Ⅱ 検討経過

1 社会福祉審議会での議論

● 5月19日 第1回社会福祉審議会

- ・ 知事から滋賀県社会福祉審議会委員長へ条例の骨格について諮問
- ・ 審議会内に条例検討専門分科会を設置

【諮問の概要】

障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すため条例の骨格について審議会の意見を求める。

問題意識1：障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題

問題意識2：障害者差別解消法(H28.4 施行)の実効性の補完

● 7月13日 第1回条例検討専門分科会

①分科会の進め方について

②条例における論議事項について

(1) 条例の基本理念・意義・目的

ア 条例の基本理念（滋賀らしさ）

イ 条例の意義・目的（生きづらさの規定、県の施策・責務等）

(2) 障害者差別解消法の補完

ア 条例による上乗せ(事業者への合理的配慮義務化)・横出し(個人への規制拡大)

イ 障害を理由とする差別の定義

ウ 差別を受けた場合の解決の仕組み

● 9月1日 第2回社会福祉審議会

- ・ 第1回条例検討専門分科会の概要報告

● 10月 ワーキンググループの設置・議論

【ワーキンググループの設置】

7/13分科会での議論を踏まえ、分科会内に条例の根幹となるテーマを議論する4つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置

WG①：差別の実態把握分析、差別の要因について議論（必要に応じて事例収集）

WG②：条例の差別の定義（手話に対する認識を含む。）について議論

WG③：上乗せ・横出しの範囲、解決の仕組みについて議論

WG④：「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」の定義について議論

開催時期	ワーキングの種類	議題等
10月4日	WG①(事例分析・実態把握) 第1回目	過去に収集した差別事例を分析し、差別禁止の内容について検討
10月5日	WG②(差別の定義)	主に①障害を理由とする差別の定義、②手話言語のあり方について検討
10月25日	WG③ (上乗せ横出し/解決の仕組み)	主に①条例による上乗せ・横出し、②差別を受けた場合の相談・解決の仕組みについて検討
10月26日	WG①(事例分析・実態把握) 第2回目	1回目の議論を踏まえ、主な差別・合理的配慮不供事例を基に分野別の差別の規定を検討

●11月7日 第2回条例検討専門分科会

- ・これまでの議論を踏まえた方向性(障害者差別解消法の補完部分各論等)について議論
 - ①差別の定義・・・障害者差別とは何かを示す物差し＝差別の定義をどうすべきか
 - ②上乗せ・横出し・・・事業者の合理的配慮義務化と、個人への規制の拡大をどうすべきか
 - ③解決の仕組み・・・相談体制の構築、解決の仕組み、実効性の担保をどうすべきか
 - ④手話言語のあり方・当条例とは別に手話言語条例を制定すべきか

●12月 ワーキンググループでの議論

開催時期	ワーキングの種類	議題等
12月12日	WG①(事例分析等) WG②(差別の定義) 合同開催	主に①定義、②分野別の禁止規定、③手話言語のあり方について検討
12月12日	WG③(解決の仕組み等) 2回目	主に相談・解決の仕組みについて検討
12月14日	WG④(生きづらさの定義)	主に「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について検討

●1月25日 第3回条例検討専門分科会

- ①障害者差別解消法補完部分の「条例骨格の構成案」について
- ②生きづらさについて
- ③手話言語のあり方について

●2月2日 第3回社会福祉審議会

- ・第2・3回条例検討専門分科会の概要報告

●3月26日 第4回条例検討専門分科会

- ・分科会における検討経過のまとめについて(最終答申案)

2 障害者団体との意見交換等

当事者団体をはじめ様々な団体の意見を分科会での議論に反映させるとともに、分科会における議論の経過を関係者に伝えること等を目的にこれまで以下を実施

○当事者団体との意見交換

- ・ 9/7 県障害者社会参加推進協議会にて説明および事例収集等の依頼(11 団体)
- ・ 9/13 きょうされん滋賀支部との懇談会にて意見交換
- ・ 9/27 滋賀の共同行動実行委員会の会議にて説明・事例収集等の依頼(14 団体)
- ・ 10/17 滋賀県手をつなぐ育成会との予算要望にて意見交換
- ・ 11/24 滋賀県聴覚障害者福祉協会との要望にて意見交換
- ・ 2/27 県障害者社会参加推進協議会にて説明および意見交換(14 団体)

○県政モニターアンケート

- ・ 9 月に障害者差別や条例検討に関するアンケートを実施（モニター399 人）

○その他

- ・ 5/25 県障害者施策推進協議会にて報告・意見交換
- ・ 5/26 県精神保健福祉審議会にて報告・意見交換
- ・ 8 月 県障害者施策推進協議会小委員会にて報告・意見交換
- ・ 9/12 第 1 回障害者差別解消支援地域協議会にて報告・意見交換
- ・ 9～10 月 団体主催のシンポジウム等の開催
- ・ 2/7 第 2 回障害者差別解消支援地域協議会にて報告・意見交換
- ・ 2/13 滋賀経済団体連合会との連絡調整会議にて報告・意見交換
- ・ 3/20 県障害者施策推進協議会にて報告・意見交換
- ・ 3/22 市町障害福祉課長主管課長会議にて報告・意見交換

Ⅲ 条例の検討経過および内容

1 前文について

ポイント

- 1 第1回社会福祉審議会資料「条例の必要性」を踏まえ、条例の前文にどういった内容を盛り込むべきか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

- ⇒鳥取県のように糸賀先生の思いをどこかに入れるということをしないと滋賀らしさがでないのではないか。
- ⇒サン・グループ事件のことを忘れてないということを書き込めないか。
- ⇒尊厳と生きていく権利をおかすことのない、滋賀県民でありたいということを入れたい。
- ⇒「一人の不幸も見逃さない」という理念における「不幸」という表現は、主観的な表現なので「孤立」などの表現にしてはどうか。
- ⇒実態として偏見等によって生きづらさを抱えている人がいることと、県民に対して、この条例を理解、啓発していくためにも前文と基本理念のところできっかりと入れ込んでいくことが滋賀にとっての共生社会づくりの意思表示になるのではないか。

◆議論を踏まえた考え方

以下の事項について前文に盛り込む。

- ①条例制定に至る背景や現状、趣旨
- ②過去に滋賀で起こった差別や虐待事案について
- ③社会の無関心や理解不足により孤立する者への共感と理解について
- ④「この子らを世の光に」に代表される滋賀で大切にされてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げることについて

2 目的、基本理念について

ポイント

- ① 目的において、以下について規定すべきではないか。
 - ・ 共生社会の実現
 - ・ 障害を理由とする差別の解消
- ② 障害者に関する基本理念として、分科会・WGの議論および他府県の条例を踏まえ、以下のことを規定すべきではないか。
 - ・ 個人の尊厳の尊重
 - ・ 社会参加の機会の確保
 - ・ 地域における共生
 - ・ 意思疎通手段の選択機会の確保
 - ・ 交流と学び合いの必要性
- ③ ②の基本理念に加えて滋賀県の独自性・特徴として、どのようなことを規定すべきか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

●個人の尊厳の尊重

⇒滋賀県民は、個人の尊厳を尊重し、生きる権利を侵さないという趣旨を条例に入れたい。

●地域における共生

⇒権利条約では、「障害のある人もない人も地域で生活することを選択できる」ということがベースとなっている。学びの場でも、障害者権利条約で規定する「地域での生活」ということが前提となっている。

●意思疎通手段の選択機会の確保

⇒鳥取県の条例のように情報アクセシビリティの項目を滋賀県の条例でも盛り込むことが滋賀らしさになるのではないか。

●交流と学び合いの必要性

⇒基本理念の「交流と学び合いの必要性」は、障害のある人とない人が別の集団として交流するイメージで捉えられるので、「協働、共生の営みと学び合いの必要性」など表現を工夫する必要がある。

⇒共に生き、共に育ち合うことを基本とし、直接の教育でなくとも地域で育つということに意味がある。

●滋賀県の独自性・特徴となる基本理念

⇒長崎県の条例の基本理念の中の一方向的非難・制裁という規定は、差別のことをしっかり規定しており、差別した側に一方向的に非難・制裁を加えるのかという議論が当然起きるからこそ入っている規定である。

⇒障害女性など複合的差別の規定が必要ではないか。障害女性が自分の意思で子どもを産み、育てていくことを実現できる、それを支える街ということ条例で書き込んでいく必要がある。

- ⇒女性の複合的差別について、障害者権利条約6条や23条にしっかり書いてあるのでそこをどこまで条例で書いていくのか検討をしてもらいたい。
- ⇒障害のある子ども、高齢者についても課題が多いので、女性だけではなく、子ども、高齢も規定が必要なのではないか。
- ⇒長崎県の条例に意思の受領が書かれており、この書き方だとわかりにくいので、自立とか自己決定の尊重とかもう少しわかりやすい形の書きぶりで、本人を無視して周りが決めるということは差別だということを知りやすく書いてほしい。
- ⇒「意思の受領」に関しては各則というより、全体に関わる部分なのでもしかしたら総則に置くべきかもしれないという意見をした。どこに規定するかは全体の条例構成もあるが、自己決定の尊重、もう少し具体の場面でいうと、その人のいろんな表現方法を使った意思表示に対してちゃんと受けとめていくということを規定してほしい。
- ⇒実態として偏見等によって生きづらさを抱えている人がいることと、県民に対して、この条例を理解、啓発していくためにも前文と基本理念のところできっとしっかりと入れ込んでいくことが滋賀にとっての共生社会づくりの意思表示になるのではないか。

◆議論を踏まえた考え方

- ①目的については、障害者基本法および障害者差別解消法の目的規定および分科会での議論を踏まえ、以下の項目について規定する。
- ・障害を理由とする差別を解消し、差別の解消に関する施策を推進すること
 - ・県、県民、事業者の責務を明らかにすること
 - ・障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会を実現すること
- ②基本理念については、WGで議論した内容を基本として、以下の項目を規定する。
- ・個人の尊厳の尊重
 - ・社会参加の機会の確保
 - ・地域における共生
 - ・意思疎通手段の選択機会の確保
 - ・共生の営みと学び合いの必要性
 - ・一方的な非難の否定
 - ・性別、年齢など複合的な差別要因への配慮
 - ・自己決定の尊重
 - ・障害および社会的障壁に係る問題はすべての県民の問題として認識、理解
- ③差別の定義を「不均等待遇＋合理的配慮の不提供」と広く規定する場合には、この条例は共生社会を目指すものであって差別を受けたとされる物が差別をしたとされる物を一方的に攻撃するものではないという意味で「一方的非難・制裁」の規定が必要。
- ④複合的差別（ハラスメント、障害児・障害女性・障害高齢等）については分野横断的なものであり、基本理念および分野別差別の禁止において規定をする。
- ⑤障害女性の複合差別については障害者権利条約第6条、第23条の規定を踏まえた内容とする。
- ⑥社会的入院・入所についての問題に関連し、意思決定支援について基本理念において「自己決定の尊重」として規定を盛り込む。

3 定義、分野別差別禁止規定について

ポイント

- ① 定義として、以下のことを規定すべきではないか。
 - ・ 障害
 - ・ 障害者
 - ・ 社会的障壁
 - ・ 差別
 - ・ 不均等待遇
 - ・ 合理的配慮
 - ・ 障害の社会モデル
- ② 差別の範囲に「関連差別」、「間接差別」を含めるか。
- ③ 差別禁止の分野別の規定を置くのか。その場合にはどのような分野を定めるべきか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

● 障害、障害者

- ⇒ 障害者の定義において「継続的」の中には「断続的・周期的」なものも含まれると国会答弁で確認されており、「断続的」という文言を定義に入れても法律との関係で問題はない。
- ⇒ 難病の方も条例で対象であると盛り込んでいってはどうか。
- ⇒ 難病の方を明記することは賛成だが、難病と表現することで逆に難病法の難病だけ範囲に絞られてしまわないか危惧している。例えば明石市の難治性疾患のように規定に工夫が必要。
- ⇒ 例えば介護保険のサービスを使っている人は全て障害者差別解消法の対象となっている。心身の障害を持っているのだから認知症も全て障害者差別解消法の対象である。障害者差別解消法の認識が非常に疎んじられており、対象に高齢者が入っていることを家族も認めない。社会の中で認識されない。
- ⇒ L G B TでもTのトランスジェンダーは障害者基本法の対象となっていると考えており、この条例にはトランスジェンダーは含むと考えている。

● 差別、不均等待遇、合理的配慮

- ⇒ 差別の定義は、障害者権利条約や国の障害者政策委員会差別禁止部会の議論を踏まて、直接、間接、関連差別の3つをあわせた不均等待遇と合理的配慮の不提供という形にしてほしい。
- ⇒ 県民に理解してもらいやすいようなわかりやすい表現にすべき。新たな不均等待遇という県民になじみのない言葉を投げかけるのは難しいのでは。
- ⇒ 不均等待遇は、国の障害者政策委員会差別禁止部会でまとめた結論であり、それを踏まえた水準を条例で組み込んで、滋賀らしさに生かせないか。一方で、不均等待遇という言葉は確かななじみがないので、障害者権利条約に基づいた、国の障害者政策委員会差別禁止部会の議論を引き継いだ定義であるという背景を説明してほしい。
- ⇒ 不均等待遇というのはかなり広い概念で、障害のある方がない方と少しでも違う対応や待遇を受けることは差別だとなる定義にもっていくこともできる。広げることで将来的

にうまく活用できたらよい。

⇒法律の「不当な差別的取扱い」の「不当」という言葉は、正当化概念を残してしまう。

不均等待遇の方が使いやすいと考えるので、滋賀県で採用してほしい。

⇒合理的配慮の提供には、本人・保護者・支援者等からの意思表示だけでなく、周囲がそのことを認識しうる場合ということ定義に入れてほしい。

●障害の社会モデル

⇒社会モデルの研修を人づくりの視点でこの条例に入れたらどうか。

⇒例えば、障害者の自立といえばグループホーム入居という固定された考え方になっている。もっと枠を広げて、そこがゴールではないということを確認しておかないといけない。

●分野別差別禁止規定

⇒福祉分野の禁止規定については、本人の意思に反した施設入所だけでなく、グループホームに入居させることや福祉サービスを受けさせることについても規定するべきではないか。

⇒本人の意思に反して医療を受けることの禁止について、命に関わるような場合は、本人の意思に反して医療的な判断で医療を行うこともあり得るので、そのことを可能とするような何らかの規定がいるのでは。

⇒障害者は、養護学校に行って、作業所で働くというルートができてしまっていないか。どんな仕事を選ぶのか、本人が選択できるようにする必要がある。

⇒本人の可能性の最大限の展開に向けた教育がしっかりと受けられないこと自体が差別だということの規定できないか。自分の能力を高める教育を受けられないことが差別であるという考え方が重要ではないか。

⇒困難さや障壁はあるかもしれないが、地域の学校で障害者と健常者がともに学ぶ、分離しない教育が必要。

⇒障害者権利条約では、「障害のある人もない人も地域で生活することを選択できる」ということがベースとなっている。学びの場でも、条約で規定する「地域での生活」ということが前提となっている。

⇒メディアの面で考えると、字幕や手話がないなど差別がまだまだたくさんある。また、文化や観光の面でもまだまだ差別があり、進んでいない。

⇒災害の分野の規定については、鳥取県しかないが、最近起こった熊本地震の仮設住宅でもバリアフリー対応していなかったという現状がある中で、防災、避難所、仮設住宅、それぞれのレベルで差別の禁止と合理的配慮の規定を条文の中に示しておく必要があるのではないか。

⇒政治参加、投票の配慮は大切な分野なので一つの差別禁止の分野別規定にできないか。特に選挙における配慮については、障害者基本法や障害者基本計画に項目があるので、条例にも規定が必要なのではないか。

⇒投票所の設置や期日前投票においてもバリアフリーなどの配慮が必要である。

⇒日々の地域で生活をする中で、自治会などの住民参加の場面で、連絡ももらえない、無視されているようなこともあるので、そういった地域での生活の中での差別を分野別に

規定できないか。

⇒障害者が地域で生活すると地域のバリアフリーや配慮が進み、高齢者はじめ皆が助かる部分がある。障害者が自治会や地域活動へ参画することが災害分野での配慮にもつながる。

◆議論を踏まえた考え方

①関係法令の考え方、分科会・ワーキングにおける意見を踏まえながら「障害」、「障害者」、「社会的障壁」、「差別」、「不均等待遇」、「合理的配慮」、「障害の社会モデル」について定義する必要がある。

②障害者差別解消法にはない差別の定義を盛り込むこととし、その内容は障害者権利条約の規定や国の障害者政策委員会差別禁止部会での議論を踏まえ、「不均等待遇＋合理的配慮の不提供」とする。

③禁止すべき差別を明確にするため、分野別の差別禁止規定を設けることとし、以下の分野について収集した事例に基づき禁止すべき内容を規定する。また、基本理念とともに差別禁止の規定にも「意思表示の受領分野」、「複合的な差別分野」を規定する。

- 1：福祉分野
- 2：医療分野
- 3：商品の販売またはサービスの提供分野
- 4：労働・雇用分野
- 5：教育分野
- 6：建物分野
- 7：公共交通分野
- 8：住宅分野
- 9：情報・コミュニケーション分野
- 10：地域活動分野
- 11：災害分野
- 12：行政・政治参加分野
- 13：意思表示の受領分野
- 14：複合的な差別分野

④教育分野については障害者権利条約の教育の規定のすべてを盛り込む形とする。

4 法の上乗せ・横出しについて

ポイント

- ① 障害者差別解消法による義務（事業者）を強化するか（上乗せ）
 - ・上乗せにより事業者による合理的配慮の提供の実効性が増すのでは。
 - ・実効性を確保するための体制や施策を検討する必要があるのではないか。
 - ・一方で、求められる配慮は様々であり、一律的で過度な規制は避けるべきか。
- ② 障害者差別解消法による規制の対象（行政・事業者）の範囲を拡げるか（横出し）
 - ・横出しにより、所管省庁が不明確な分野（ex 自治会）、個人も対応できるのでは。
 - ・一方で、個人への適用は思想・信条の自由等に抵触する可能性があるのでは。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

- ⇒ 条例で、県民運動として差別のない滋賀県をつくっていくべきだという点に力点を置くのであれば、規制の対象は全ての県民になるのではないか。
- ⇒ 解消法の附帯決議において「いわゆる上乗せ・横出し条例を含む・・・条例の制定等を妨げるものではない」とされていること、また、法附則第7条において3年後の見直し規定があり、2019年に国でも見直しが検討される中であって今更条例で努力義務とするのはおかしいのではないか。
- ⇒ 障害者基本法第4条では「何人も・・・差別してはならない」としている。
- ⇒ 個人を含めて規制の対象にしても過剰なものにならないのではないか。（すべて裁判所に持ち込む訳にはいかないが）最終的には裁判所が両者の権利自由を調整しながら決めてくれる。
- ⇒ 上乗せ・横出しを先行して実施している千葉県等でも特に問題が生じていない。
- ⇒ 合理的配慮については負担の程度によって線引きする形になっているので一律的な過度の負担にはならない。過度な負担のルールづくりやバランスのとれる仕組みが大事である。
- ⇒ 「何人も」という規定を置くことをした上で、実効性を持たせていくために、明石市のような合理的配慮の助成のようなもの、例えば「この条例の推進のために財政的措置を講ずる」という規定を設けられないか。

◆議論を踏まえた考え方

- ① 事業者に対する合理的配慮の提供を努力義務から法的義務にすること（上乗せ）および規制の対象を個人へ拡大すること（横出し）について、条例で規定する。
- ② 事業者への合理的配慮の提供の法的義務化に伴い過度な負担が発生するという懸念に対しては、「過度な負担」のルールづくりや、相談機関の充実、解決の仕組みづくりにおいて事業者等からの相談を受け付けること等により公平性を確保できる。
- ③ 個人へ規制を適用することで思想・信条の自由等に抵触する可能性があるとの意見については、障害者基本法が「何人も・・・差別をしてはならない」という理念を掲げていることが根拠となる。
- ④ 国の障害者政策委員会差別禁止部会がとりまとめた『法制の制定についての意見（H24.9.14）』においても「本法は、国等による差別に対する個人の法的保護を私人による差別に対しても広げようとするものである。私人による差別を受ける場合は、差

別する側の私人にも契約に応じない自由等があることから、法的強制まで認められるかどうかは別として、差別を受けた個人が差別を行った私人に対して差別をしてはならないと求めることは法的根拠に基づくものであることを明確にしておく必要がある。」と記載されている。

- ⑤ また、結果的に先行して上乘せ・横出し条例を制定している自治体においても特段問題が発生していないことなどを考慮してもよい。
- ⑥ 上乘せ・横出しを実施する場合、相談体制の充実や解決の仕組みづくりなど、差別したとされる者とされたとされる者とのバランスのとれる仕組みづくりが重要。
- ⑦ また、事後救済の仕組みとあわせて、事前防止策としての啓発事業や合理的配慮の推進のための施策について、条例に規定する。

5 差別があった場合の相談・解決の仕組みについて

ポイント

①相談機関について

- ・相談機関の必要性と機能
- ・市町との関係
- ・受け付ける相談の範囲
- ・相談員について

②解決の仕組みについて

- ・他府県での例を参考に、知事の直執行ではなく、公平性や専門性の確保の観点から、第三者機関を設置し、あっせん案を提示する仕組みとしてはどうか
- ・その場合、障害者差別解消支援地域協議会との関係をどのように考えるのか
- ・合議体の構成【学識（法律、社会福祉）、当事者（身体、知的、精神、家族）、その他（民間企業、事業所、支援者等）のバランス】をどう考えるのか
- ・当該機関が対象とする事案の範囲は、上乘せ・横出しをするのであれば、全ての事案が対象となるのではないか
- ・相談を前置するべきかどうか

③実効性の担保について

- ・事業者における自主的な取組、相談、紛争の防止・解決の体制を整備して、当事者間の調整を行い、話し合いによる解決を図ることを基本とすべきではないか
- ・上記を行っても、正当な理由なく、事業者があっせん等に従わない場合に、実効性の確保のための措置が必要ではないか
- ・その場合、どのような措置（勧告、公表、罰則）が適当か

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

●相談機関について

⇒地域支援員と広域専門相談員を置くべきではないか。

⇒相談員には当事者も入れてほしい。同じ背景を持った人のほうが相談者に寄り添いやすい。

⇒相談支援体制をより身近なところに置くことを条例で明記し、問題解決だけでなく、それぞれの地域でどういったことが差別になるかということを知民が享受し、認識していくことが必要。

⇒身近な地域支援員については7福祉圏域ごとに複数人配置する。地域支援員の選出は圏域にまかせるべきではないか。また、地域支援員の人数は、各圏域の人口や実情に応じて、異なってもよいのでは。

⇒相談員の配置をすべて新たな公的な費用をかけてする必要はない。既存の機関の活用や民間の資金の活用をすればいいのではないか。モデル事業のように1圏域分だけの公的な費用をかけるなどはどうか。

⇒障害者の権利全般に向き合う人、できれば当事者に相談員となってもらいたい。そのためにも社会モデルの研修の仕組みを条例に組み込めないか。

⇒専門相談員について、社会モデルの理解のある者という部分は大切な規定だが、何をもちって社会モデルに理解のある人とするのかは検討していく必要がある。

- ⇒受け付ける相談の範囲は、当事者だけではなく家族や支援者、関係者、事業者や既存の相談機関（市町は事業所）からの相談も含め、幅広く対象とすることが必要ではないか。
- ⇒相談員は今までの福祉の枠組みにとらわれず、幅広い視点から対応できる人選とすべき。
- ⇒相談員の資質は社会福祉士やソーシャルワーカーなどの資格にとらわれず、障害者の人権等に対してする熱意のある人、地域で実践を行っている当事者が問題解決に参画すべきであり、それが「滋賀らしさ」となるのではないか。
- ⇒相談員の資質については「差別する者と差別したとされる者の認識の相違を踏まえて必要な支援を見極められる人材」としてはどうか。

●解決の仕組みについて

- ⇒第三者機関はすべて当事者で構成できないか。
- ⇒あっせん案をだして、両当事者が合意したらあっせん案を実行していくことになるが、第三者機関に当事者だけが入っていると、当事者側の意見しか聞いてもらえないと懸念され、話し合いの場にさえも相手方がでてこなくなる。建設的な対話をするためには、事業者側、市民側、第三者的な立場の弁護士も入れておく必要があるのではないか。
- ⇒条例のあっせん委員会として障害者差別解消支援地域協議会以外の委員会を新たに作る運用や関係性が難しいため、障害者差別解消支援地域協議会を活用すべきではないか。
- ⇒協議会の中にあっせん合議体を作り、多様な意見を反映し、公平性の担保のため、合議体に弁護士や知的障害の当事者など臨時委員を入れるべきではないか。

●実効性確保のための措置

- ⇒公表までは必要だが、罰則は規定できないのでは。
- ⇒個人の場合は、あっせん、勧告まであり得る。あっせんは、話し合いなので双方が納得できる解決案を示すということで、制度設計として個人を含めることはありえる。ただし、個人まで含めると様々な事案が入ってきて、対応が困難な側面もある。
- ⇒未然防止策にも力を入れてほしい。虐待防止法のように差別を見つけた人は誰でも相談できるという仕組みを作り、研修や周知も実施する。県民にも協力してもらおうということで、身近な条例と感じられるのではないか。
- ⇒条例の形骸化防止のために、相談体制の規定と同時に、条例の普及・啓発や研修の仕組みについても規定に入れるべきではないか。

◆議論を踏まえた考え方

①相談機関および相談員について

- ・専門の相談体制を設置することとし、その内容は圏域ごとに地域支援員と専門相談員を配置する必要がある。
- ・相談員については、差別する者と差別したとされる者の認識の相違を踏まえて必要な支援を見極められる人材が必要。
- ・相談員の専門性確保については、人材育成の観点から研修制度の充実等も含め、条例で規定が必要。
- ・差別を受けたとされる者からだけでなく、誰からの相談にも応じられる体制とする。
- ・また、既存の相談機関や身近な市町の機関との連携を図りつつ、相談者が直接県へ

の相談を望む場合には、市町とも連携しながら柔軟に対応していくことが必要。

②解決の仕組みについて

- ・あっせん等の権限行使に当たり、公平性や専門性の観点から第三者機関を設置する。
- ・また、この条例のあっせん委員会として障害者差別解消支援地域協議会以外の委員会を新たに作ると運用や障害者差別解消支援地域協議会との関係性が難しいため、障害者差別解消支援地域協議会を活用する。
- ・多様な意見の反映、公平性の担保のため、合議体に弁護士や障害当事者など臨時委員を入れる必要がある。
- ・相談を前置することとし、事案の範囲は全ての事案が対象となる。

③実効性の担保について

- ・当事者間の調整を行い、話し合いによる解決を図ることを基本とし、正当な理由なく、事業者があっせん等に従わない場合に、実効性の確保のための勧告および公表の措置が必要。

条例骨格(案)に基づく相談・解決の仕組み イメージ図

相談者

※ 障害者等（障害者、家族、支援者）だけでなく、

地域支援員（アドボケーター）

差別に気づかない、または差別を受けた障害者の立場に立ち、アドボケートして相談員につなぐ

障害当事者への
気づき・支援

①相談

②助言・調整、
調査、意見聴取

③知事へあっせん
の申し立て

相談に応じ、解決に向けた助言・調整等を行う
市町等の相談を支援

専門相談員（専門的・広域的な相談窓口）
※福祉圏域ごとに1名以上の配置とできないか

連携

市町の
相談窓口・機関

既存の
相談窓口・機関・事業

⑦公表

勧告によっても
解決しない場合

既存の機関

行政 障害福祉課、各県保健所、子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）、リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）
委託先 滋賀県権利擁護センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、精神障害者地域生活支援センター、難病相談・支援センター、障害者社会参加推進センター、障害者生活支援センター、障害者働き・暮らし応援センター
指定管理先 障害者福祉センター、聴覚障害者センター、視覚障害者センター

相談機関の調整を経てもなお解決しない場合にあっせん案の提示

②' 必要に応じ助言

④調査、あっせん案の提示

(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会
※知事の附属機関

- ①委員会を知事の附属機関として位置づけ、委員は障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者等障害者を支援する立場にある者、学識経験を有する者、事業者等で知事が委嘱した者で構成
- ②委員会委員の一部と専門委員（専門の事項を調査・審議する必要があるときに設置）で構成するあっせん部会によりあっせんを行う
- ③委員会は障害者差別解消法第17条第1項に基づく障害者差別解消支援地域協議会（H28.8設置）を改編し、位置付け
- ④委員会は、障害者差別解消法第18条の機能を併せて担う

⑤勧告の求め

⑥勧告

あっせんによっても
解決しない場合

知事

6 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について

ポイント

- ① 対象範囲についてどのように考えるべきか。
- ② 生きづらさに代わる表現についてどのように考えるべきか。
- ③ 対象者について条例をどのように適用すべきか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

- ⇒社会モデルという考えに立つのであれば、その時々^の社会的環境に置かれたところで生きづらさを感じている人たちも含めた条例とすべきではないか。
- ⇒障害者差別解消法を補完する条例を作るとするのが基本認識。障害者基本法の障害者の定義にある「その他の心身の機能障害」という規定の解釈において、認知症、ひきこもりや児童養護の一部等は対象に含まれる。障害の社会モデルという理解の中で対象をとらえて支援していくこととしてはどうか。
- ⇒対象は、障害のある方、ひきこもりや認知症などの支援が必要な方で、子どもも高齢者も入るという一般的な話ではない。
- ⇒児童養護の支援は必要だが、障害者差別解消条例と同等にできるのかどうか。
- ⇒支援を必要とする全ての県民を排除しないという明確な論理を展開するという形であれば、当然にひきこもり、認知症、児童養護、LGBTの方はほとんど網羅されるということになるが、全体合意が得られどうかわからない。
- ⇒定義を「支援が必要な者」とした場合、基本的に差別はすべて社会的障壁から生じているものであり、女性差別、子どもの差別など全ての差別が範囲に入ってしまう幅広くなりすぎる。障害をベースにして範囲を限定するべきではないか。
- ⇒障害の範囲については、見直し規定でアップグレードしていけばよいのでは。まずは法律の補完部分を強調しつつ他にも生きづらさを抱えた人もたくさんいるということに触れるのはどうか。
- ⇒この条例が障害者の差別を解消できるものとならないといけないが、それ以外の人^が排除されないことも重要。対象を広げることで薄まることはなく、滋賀県の諮問に目指すべき共生社会として生きづらさの問題意識が示されている。
- ⇒障害者の差別と障害者と同様の生きづらさを抱えた人に対する差別は、誤解や偏見から生じるものであり、その両者は対立する概念ではない。
- ⇒手帳を持っている人、目に見える障害のある人だけでなく、手帳を持っていない人、見た目で見えない人、支援が必要な方がいる中で、この条例でなんとかそういった方を救っていききたい。
- ⇒実態として偏見等によって生きづらさを抱えている人がいることと、県民に対して、この条例を理解、啓発していくためにも前文と基本理念のところ^でしっかりと入れ込んでいくことが滋賀にとっての共生社会づくりの意思表示になるのではないか。
- ⇒対象を障害者より広げた場合は、担当課はどうなるのか。条例を担当する県組織の検討が必要では。

◆議論を踏まえた考え方

- ① これまでの議論を踏まえ、「難治性疾患」や「継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を明示して「障害者」を定義するとともに、障害者差別解消法の解釈において含まれると考えられる認知症や一部のひきこもり、LGBT等については、「障害者」と同様に法や条例の適用を受けることを示す。
- ② 障害者と同様に様々な社会的障壁により生きづらさを抱えた者が存在するという実態があることを条例の前文等において規定することで、滋賀県にとっての共生社会づくりの意思表示とする。
- ③ 障害の範囲については、見直し規定を設け、今後の事例の蓄積や国の動向を見据えながら検討をしていく。

7 手話言語について

ポイント

- ①手話とともに、要約筆記や点字、音訳などの手話以外の障害者の多様なコミュニケーション手段についてどうすべきか。
- ②障害者基本法において手話＝言語であると規定されており、それに加えて、条例において規定する必要がある内容とは、どのようなものがあるか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

- ⇒手話の普及促進は大切なことだが、点字、要約筆記などの他のコミュニケーション手段にも配慮し、一緒に必要性を位置づけていくことが重要ではないか。
- ⇒手話が大事なものだという前提で、手話と同様にそれ以外の要約筆記や指点字など様々な意思疎通手段も大事であり、その中から手話だけを取り出して条例にすることは難しいのではないかと。単独でということであれば議員提案の方がなじむのではないかと。
- ⇒障害者基本計画でも情報コミュニケーションを大きく進めていこうという流れなので、「情報・コミュニケーション条例」であればみなさん参加しやすいのではないかと。
- ⇒手話言語条例を作ることによって、新たに置き去りにされる人がでてくるのではないかと。手話言語についても共生社会の条例の中に入れての方が一般の人にも受け入れてもらえるのではないかと。
- ⇒手話も日本語もともにその言語性が認められているが、手話も日本語も同じ文化の中で、生活を共有するものであり、もっとお互い知り合うべきではないかと。
- ⇒共生社会の条例に手話言語を入れると養成や普及にとどまってしまう。分野横断的な施策のためには別に手話言語条例が必要ではないかと。
- ⇒手話言語条例ができたことによって家族や親族の絆が強まったという実例がある。生きづらさも障害の問題も手話言語とは目線が違うのではないかと。
- ⇒明石市のような手話と情報コミュニケーションとのセット条例を作ることは、対象が全く異なるのではないかと。
- ⇒手話言語条例を制定することで、手話が日本語と同等の言語であるとの認識のもと、手話が日本語と同様に手話が使え条件整備、社会環境整備に向けた総合的な社会すべての施策が期待される。
- ⇒手話には使用を禁止されたという歴史がある。言語の中で手話以外に迫害を受けたものはないのではないかと。

◆議論を踏まえた考え方

- ①聞こえる人、聞こえない人にとっても手話はコミュニケーションを図るための大切な言語、手段であり、手話を県民に広げ、聴覚に障害のある人が、不自由なくコミュニケーションできる環境を整えることは重要である。
- ②手話の言語性に対する認識を県民に広め、手話を普及させるために、この条例の中に規定する必要がある事項は何か。
- ③障害のある人がいつでもどこでも情報を受け取ることができるよう、意思疎通支援の充実やアクセシビリティの向上が求められている中で、手話言語条例を制定したとき

に、手話以外のコミュニケーション手段が置き去りにってしまわないかという懸念に対してどのように考えるのか。

- ④この条例とは別に手話言語条例が必要という意見と、手話を含めた様々なコミュニケーション手段を盛り込んでどうかという意見があり、手話の言語性については骨格に含めない。

IV 障害を理由とした差別事例等の募集結果

1 差別事例について

(1) 募集概要

① 募集内容

- ・ 障害を理由とした差別事例および合理的配慮提供の事例
- ・ 障害者差別解消法施行後の変化や課題

② 募集対象者

当事者団体、支援者等

③ 募集期間

H29年8月～12月

④ 募集結果

- ・ 差別事例 66件
 - ・ 合理的配慮の不提供事例 99件
- 合計 165件

(2) その他の事例

① 糸賀一雄生誕100年記念事業ワークショップで収集した事例（H25年11月～12月）
134件

② 障害者差別解消法に基づく相談窓口への相談事例（H28年4月～H29年3月） 43件

③ 当事者団体等が主催したワークショップ等で収集した事例（H25年度～H28年度）637件

(3) 事例に基づく検討

(1)と(2)の合計979件の事例に基づき検討を行った。

2 主な事例の概要

① 福祉分野

- ・ 送迎の時に遅れると、理由も聞かず怒られる。（急なトイレにも行けない）
- ・ ヘルパーの人がなれなれしい（初対面でも年下でもため口で話す）
- ・ 何も言っていないのに「利用者は利用者らしくしといたらええんや！」と言われた。
- ・ 施設に鍵がかけられている。
- ・ 「トイレに行きたい」と利用者が言った時、「おむつ持ってきたら？」とスタッフが言っているのを見た。
- ・ グループホームが新しくできたとき「お前のために作ったんだから入れ」と言われた。
- ・ 居宅の事業所にサービスの提供（夜間）を求めたところ、そんなに遅くまでサービスしてないと言われた。
- ・ 介護サービスが自分の都合ではなく事業所の都合に合わせなくてはいけない。
- ・ 事業所で手話ができる人がいないため話がかみ合わず適切なサービスが受けられない。

② 医療分野

- ・ 歯医者で、娘の障害を説明して行ったが、「この子は無理や」と心ない言葉で冷たくあしらわれた。口も開いておらず、何もしていないのに、椅子に座らなただけで拒否された。

- ・風邪なのに大きな病院に診てもらえと言われた。
- ・重心の障害をもった方が、地域の医療機関から「こんな重い子は診れない。」と受診拒否された。
- ・障害者というだけで、途中で治療を進める事をやめられた。
- ・一ヶ月の入院中親の24時間付き添いを言われた。
- ・手続の際、代筆を認めてもらえない。
- ・脳波をとる時に技師に言葉の理解がないので、そばに付きそいたいと申し出ると断られ、部屋の中から技師の声で怒鳴る声は何回もしていた。
- ・眼科で「(診察室に入りにくくて)ここで大変でしょう」と言われて、診察室ではなく、待合室で診察された。こちらの意向も聞いてほしかった。
- ・子どもの診察時、耳が聞こえないということを伝えると医師から「(聞こえない)お母さんじゃだめだ。」と言われ、何の説明もなく看護師に子どもをどこかに連れて行かれた。

③商品の販売またはサービスの提供分野

- ・レストランに入ろうとしたら空席があるにもかかわらず、障害者団体と判ると断られた。
- ・車イス、盲導犬利用等による入店拒否
- ・開店と同時にお店に入店したかったが、障害を理由に後回しにされた。
- ・銀行ATM、車いす用がないので個人では使えない。行員に頼まなければならない為、個人情報を守れない。
- ・店等で好きな席を選べない。
- ・水族館に作業所の旅行で訪れた際、バスの乗降を施設近くでと交渉したが認めてもらえず、雨の中、距離のある道を歩かされた。
- ・保険の受取の際に、「本人が住所・氏名を書かないとダメ」と言われたため、手続に1時間以上かかった。
- ・注文の時、大きさやトッピングなどの選択の問いかけがわからず筆談をお願いしたが、断られ選択ができなかった。

④労働・雇用分野

- ・正社員で働きたいが、障害者雇用での求人はパートやアルバイトが多い。時給も安い。
- ・10年以上ほとんど欠勤もなく、仕事の不都合なく勤務しているが最低賃金のまま。
- ・車イスであるということを理由に面接を断られる。
- ・〇〇市の身体障害者の募集案内に活字対応のできる人、口頭で面接のできる人とあるのは、視覚と聴覚障害者の受験すらできなくしている。
- ・ハローワークに無理だからもう来なくてよいと言われた。
- ・障害者雇用と言われ、隔離した場所で仕事をさせられる。
- ・障害者手帳を持っていないことを理由に就職を断られる。
- ・聴覚障害である事に理解を示さず、筆談の説明を訴えても言語でしか説明してくれなかった。
- ・車椅子利用。勤務先にエレベーターがなく、2階に行く時はかついでもらっている。仕事場の環境等バリアフリー化を図ることが大切。
- ・朝礼やミーティング、会議、研修、説明会に手話通訳、要約筆記の派遣を依頼しても断ら

れた。

⑤教育分野

- ・就学前、地域の小学校へ見学に行った時、校長から「自分の事が自分でできない人は来てもらっては困る」と言われた。エレベーターがしたが、本校生徒・保護者が利用するものと言われた。
- ・保育園で園長先生に養護学校へ行くよう言われた。理由は地元小学校に行くと皆に迷惑になる、嫌がる保護者がいると言われた。
- ・学校の都合で早く迎えに行ったり、休みにされた。養護学校を再々勧められる。一人のために手間がかかると言われた。先生同士の会話で名前を言わず「あれ」等と言われ物扱いされた気がした。
- ・養護学校で勉強を教えてもらえなかった。
- ・大学で推薦入試を受けようと思ったら、「あなたの学校は養護学校なので受けられません」と言われ、別の学校で入試を受けることに。
- ・障害のあるなしでクラスを分けられる。
- ・平均点下がるのでテスト受けるなど言われた。
- ・地域の小学校に入学しようと思っていたら、お母さんが毎日ついてくるのが条件だった。
- ・高校の修学旅行は、親がついてくるのが条件。親の旅行費は自己負担だった。
- ・大学で試験時間の延長を申し出たら「延長したらみんなと不平等だから、とりあえずみんなと同じ時間で受けてみて」と言われた。
- ・聴覚障害のため、英語ヒアリングテストができないことが理解されず居残りや追試をさせられた。

⑥建物分野

- ・あるドームでのコンサートの時にスタンド席を50数段上がったところが車椅子席で、見えないと言うと消防法で決まっていると言われた。
- ・コンサートでS席を買っているのに、障害者席を案内された。
- ・車いすの方の入浴は出来ない旨は理解していた（温泉施設）が、施設内にある食堂において食事することまで断られた。
- ・ある施設では盲導犬利用者は体験も食事もできないと言われた。理由は、従業員が動物の毛にアレルギーがあるとのことであった。
- ・車椅子利用で外出すると身障用トイレが見つからず、やむを得ずオムツの中に排泄した。
- ・映画館で見たい場所を選べない。

⑦公共交通分野

- ・鉄道を利用しようとしたら、駅のホームでなく待合所で待つように駅員に指示された。
- ・電車に乗る時に、手伝いがない時に、駅員さんに「早く帰ってきてほしい」と言われた。なぜかという、駅員さんがいなくなるから
- ・駅におりた瞬間、駅員さんに「今日は何時に帰ってきますか？」とよく言われる。
- ・タクシーの予約をしようとしても2・3日前に言ってくれと言われた。
- ・バスの停留所で降りるのを拒否された。「坂が急なので前の停留所で降りてください」と

言われた。

- ・子供が車椅子生活。駅員に前の方に行くよう言われたことがある。駅によってエレベーターの場所が違ったり、順番待ちで余分な時間がかかる。
- ・10分以上前に駅に行っているのに待っていてほしいと言われ、電車に乗れなかったことがある。
- ・ノンステップバスではなかったが、他社では乗せてもらえたので、乗ろうとしたら次のがノンステップだからそれに乗ってくれと言われた。
- ・飛行機の時間変更の案内を空港で声だけで行っていた。聴覚障害の人への配慮に欠ける
- ・点字ブロックに物を置くなどの事例が見られる。
- ・駅のホームのエレベーターの設置場所がまちまちで、車イス等での移動に時間を要する。
- ・内部障害の方、電車に乗るのがつらいが、周りの人が席をゆずってくれない。

⑧ 不動産取引分野

- ・一人暮らしできる方はいるが、大家さんや賃貸会社の抵抗がある。明確な理由はなく、「何かあるのではないか」と疑われてしまう。
- ・アパートなどを借りようとしても障害があると相手にされない。
- ・住居を借りるときに介助者の氏名と責任者の住まいを聞かれる。
- ・バリアフリーの住宅が少ない。
- ・賃貸住宅に手すりやスロープをつけさせてくれない。
- ・不動産会社から聴覚障害者だから部屋を貸せないと言われた。

⑨情報・コミュニケーション分野

- ・講演会に参加したが、手話通訳が配置されず内容がわからなかった。
- ・講演会に参加したが、資料に点字がなく内容がわからなかった。
- ・携帯電話料金についての問い合わせをするため、市役所の通訳者を通しての手続きをしようとしたが、本人確認ができないとのことで電話での問合せに応じてもらえず、店舗への来店を求められた。
- ・音声読み上げ機能のある書物、点字の書物が少ない。
- ・講演会で要約筆記、手話通訳がない。
- ・防災無線が音声しかない。

⑩地域活動分野

- ・「あなたは自治会に入らなくていいです」と回覧板さえ回ってこない。
- ・町内行事とかにも「身体的に無理だろう」と誘われもしない。
- ・作業所、グループホームをつくりたいが、空き家はたくさんあるのに地域の反対で立ち上がらない。
- ・グループホームを借りることに「何かあったらどう責任をとってくれるのか」と反対される。
- ・回覧板が回されず地域の情報もなく、夏祭りなど行事に参加できなかった。
- ・自治会で手話通訳のお願いをしたが、来なくてもいいと言われた。

⑪災害分野

- ・肢体不自由。台風の時、情報が少なく状況がわからない。避難しようとしても一人ではできない。
- ・大きな災害が発生しても指定された避難場所には避難できない。
- ・台風で避難所に行かれた方で避難所に居られなかった。
- ・大雨特別警報。九州から帰って京都駅、米原駅、近江鉄道が全部ストップ。電光文字機があるけれど、文字がなく大変不便だった。
- ・聴覚障害であり、緊急速報の情報がテレビでしか入らない。
- ・避難指示が出ても大きな集団に入れず、睡眠不足によるパニックが起きるので、指定された避難場所に入れないし、移動も車以外では無理。自宅に居るしかない。
- ・避難指示が出ても初めての場所、見慣れない人達が大勢いる所には入ることができず、入れたとしても段ボールの仕切りでは不安があってパニックになり、夜はもちろん昼間も過すことはできない。他の人に迷惑かける。
- ・聴覚障害のためマンションの避難訓練でサイレンが聞こえず避難できなかった。

⑫行政・政治参加分野

- ・会議において視覚障害者の出席に当たり、支援者の同席を求めた。
- ・母には視覚障害があるが、市からの申請書類など分りにくいことがあった。
- ・様々な手続のとき、手が震えて捺印できないのに「自分で押せ」と言われる。押せないとと言っても「決まりですから」といい、障害者が失敗してもやり直しをさせる。
- ・本人が選挙に参加したいと言い、投票会場で支援をお願いしたが無視された。
- ・選挙に連れて行ってできなかった時「できない」と言われた。後で手続きをしなくてはダメだった。
- ・最重度の知的障害の子供に選挙といわれても判断能力もなく、子供に代わって親が子供の分までともいわず、毎回棄権しているがこれでいいのかと迷う。
- ・演説会に手話通訳が配置されていなかった。
- ・聴覚障害のため、選挙の際、街頭演説会や政見放送の内容がわからず判断材料が少ない。
- ・聴覚障害のため、本人確認のやりとりができず、口頭で本人確認できないと投票できませんと伝えられ、投票させてもらえなかった。

⑬意思表示の受領分野

- ・利用者に何も聞かずにヘルパーの作業を行ってしまった。(当事者抜き)
- ・相談員と事業所が勝手に話を進めている。事後報告が多い。福祉用具の業者が利用者の方角を向いていない。相談員があいだに入ると話がスムーズに進まない。
- ・自分の診断結果なのに、「お家の方は?」、「介助の方は?」と聞かれる。
- ・買い物中や駅を利用する時にヘルパーの人の方に話しかける。
- ・駅員さんが、当事者に話さず、介助者と話しをしようとする。
- ・筆談ができるのに同伴した家族ばかりに話していた。

⑭複合的な差別分野

- ・結婚する時に「何ができる人や?」「カッコ悪い」「親戚には言わない」と言われた。

- ・「外に出るな」「子どもを作るな」
- ・手が不自由。保育所では健常な子と一緒にいるのがいやで行きたくなかった。ある銀行に就職したとき先輩からよく子育てしているなと言われ、お客からも変な目で見られた。安らぐのは家庭と思っているが、夫や母からもこんな手でと言われる。差別は家庭から生まれている。
- ・子どもが産めないと決めつけられ、結婚を反対された。
- ・遊び相手にしかされなかった。
- ・そもそも家事のできない障害者女性は、結婚の対象外にされる。
- ・ヘルパーさんの男女比率の問題。同性介助が難しく結果サービスが受けられない。
- ・更衣室で女性と男性と一緒に着替えさせられた。

「障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい 共生社会づくり」についてのアンケート結果（抜粋）

滋賀県では、現在、障害者差別解消法の補完等を目的とした「共生社会づくりを目指すための条例」の検討を進めているところですが、条例の検討の基礎資料とするため、県民の皆さんの障害のある方への意識調査を目的としてアンケート調査を実施しました。

※「合理的配慮の提供」とは、障害のある方は、社会の中の様々なバリアによって生活しづらい場合があるため、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。

★調査時期：平成29年9月

★対象者：県政モニター 399人

★回答数：331人（回収率83.0%）

★担当課：健康医療福祉部障害福祉課

（※四捨五入により割合の合計が100.0%にならない場合があります。）

【問1】平成26年1月に日本は「障害者の権利に関する条約」を批准しましたが、この条約について知っていますか。（回答チェックは1つだけ。n=331）

項目	人数(人)	割合(%)
1. 内容を含めてよく知っている	15	4.5%
2. 内容を少しだけ知っている	31	9.4%
3. 条約の名前程度は知っている	74	22.4%
4. ほとんど知らなかった	79	23.9%
5. 初めて聞いた	132	39.9%
合計	331	100.0%

【問2】平成28年4月から障害者差別解消法が施行されていることを知っていますか（回答チェックは1つだけ。n=331）

項目	人数(人)	割合(%)
1. 内容を含めてよく知っている	15	4.5%
2. 内容を少しだけ知っている	39	11.8%
3. 法律の名前程度は知っている	52	15.7%
4. ほとんど知らなかった	94	28.4%
5. 初めて聞いた	131	39.6%
合計	331	100.0%

【問6】現在、障害のある方に対して障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。（回答チェックは1つだけ。n=331）

項目	人数(人)	割合(%)
1. あると思う	64	19.3%
2. 少しはあると思う	89	26.9%
3. ほとんどないと思う	108	32.6%
4. ないと思う	17	5.1%
5. わからない	53	16.0%
合計	331	100.0%

【問8】障害を理由とする差別が行われている場合、差別を行っている人の意識についてどう思いますか。(回答チェックは1つだけ。n=331)

項目	人数(人)	割合(%)
1. 意図的に行われている差別が多いと思う	23	6.9%
2. どちらかという、意図的に行われている差別が多いと思う	73	22.1%
3. どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う	178	53.8%
4. 無意識に行われている差別が多いと思う	37	11.2%
5. わからない	20	6.0%
合計	331	100.0%

【問9】当アンケート冒頭のリード文で障害のある方への「合理的配慮の提供」について記載をしていますが、この「合理的配慮」について知っていましたか。(回答チェックは1つだけ。n=331)

項目	人数(人)	割合(%)
1. 合理的配慮の考え方について知っている	31	9.4%
2. 合理的配慮という言葉は聞いたことがある	68	20.5%
3. 知らない	232	70.1%
合計	331	100.0%

【問10】障害のある方に社会的障壁(障害者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行)が存在することについてどう思いますか。(回答チェックは1つだけ。n=331)

項目	人数(人)	割合(%)
1. すべてなくさないといけないと思う	65	19.6%
2. できるだけなくさないといけないと思う	188	56.8%
3. どちらかと言えばやむを得ないと思う	51	15.4%
4. やむを得ないと思う	12	3.6%
5. わからない	15	4.5%
合計	331	100.0%

参考資料

1 前文関係

5月19日 第1回社会福祉審議会資料 資料1

2 基本理念関係

他府県条例の主な基本理念比較表

	熊本県	長崎県	沖縄県	京都府	奈良県	岐阜県	大分県
個人の尊厳	○	○	○	○	○	○	○
社会参加	○	○		○	○	○	○
地域共生	○	○		○	○	○	○
意志疎通				○	○	○	○
交流・学び合い		○		○	○		
一方的非難		○					
性別・年齢				○			○

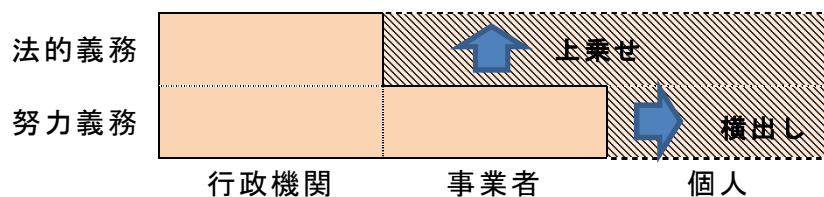
3 定義、分野別差別禁止規定関係

■障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会による分類			
差別類型	定義	相手方の行為	事例
(1)不均等待遇	⇒障害又は障害に関連する事由に基づく行為又は基準が障害者又は他の者に実質的な不利益をもたらすこと		
①直接差別	障害があることを直接の理由とした差別	①異別取扱 ②作為	障害を理由に「受験資格がない」と就職を断られた。
②関連差別	障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限その他の不利益取扱い	①異別取扱 ②作為	盲導犬を連れて飲食店に行ったら入店を断られた。
③間接差別	表面上は障害を理由とした差別は行われてはいないが、正当でない一定のルールや基準によって、結果的に障害者が排除されてしまっている場合	①同一取扱 ②作為	中学校の試験、高校入試等の英語のヒアリングで耳が聞こえないため内容が分からなかったので適当に回答するしかなかった。
(2)合理的配慮の不提供	本人が必要としている合理的な配慮が提供されない場合 ※ 合理的配慮(障害者権利条約第2条) 障害のある人が、他の人と同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。	①形式的には同一取扱 ②不作為	・映画館の邦画には字幕がないため、聴覚障害者は自由に好きな映画を見るができない。 ・読めない漢字ばかりの資料しかなくて知的障害者は事実上ついていけない。
■その他			
(3)障害種別間の取扱いの差	身体、知的、精神など障害種別での格差や、同じ障害種別であってもその程度等によって差が生じること ※現在のところ一般的な定義はなし		公共交通機関等での障害者割引制度において特定の身体障害者のみ割引制度がある

4 法の上乗せ・横出し関係

- 行政機関・事業者に課される義務

		不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の 不提供の禁止
行政機関	サービス提供	法的義務	法的義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務
事業者	サービス提供	法的義務	努力義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務



- H29.10時点で条例を制定しているのは25道府県、うち上乗せ・横出し条例は9県
北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、
岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、鳥取県、
福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5 差別があった場合の相談・解決の仕組み関係

- 先行府県での課題 ※H29.5 滋賀県照会

府県名	課題
岩手県	解消法で同様の相談を市町村で受けることとされており窓口が分かりにくい
茨城県	他県や県内市町村の相談窓口との連携
千葉県	広域専門相談員に直接相談が入り、地域相談員が事例に関わることが少ない
京都府	相談対応の質の向上、市町村や地域の団体との連携
奈良県	相談員のスキルの向上
熊本県	引き続き相談員の資質向上に取り組む必要がある

⇒主な課題は①身近な相談機関との連携と②相談員の資質向上

- 他府県の状況（条例を制定している25道府県中）

相談体制の仕組み	23 府県
調停・あっせん	21 道府県（事業者のみまたは差別のみを含む。）
勧告	20 道府県（事業者のみまたは差別のみを含む。）
公表	18 道府県（事業者のみまたは差別のみを含む。）

※罰則規定を置いている条例はなし

7 手話言語について

【他府県での条例制定状況等】 ※H30.2 現在

①手話言語条例を制定 16府県

- ・うち3県は手話以外のコミュニケーション手段も盛り込んだ内容（表※）
→秋田県、千葉県、愛知県

②差別解消・共生社会に関する条例を制定 25道府県

- ・うち8県は手話言語条例も整備している（表）
→山形県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、奈良県、鳥取県、沖縄県

府県名	条例の名称	施行年月日	備考
秋田県※	①秋田県手話言語・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例	H29.4.1	議員提案
山形県	①山形県手話言語条例 ②山形県障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例	H29.3.21 (H28.4.1)	議員提案
群馬県	①群馬県手話言語条例	H27.4.1	議員提案
埼玉県	①埼玉県手話言語条例 ②埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	H28.4.1 (H28.4.1)	議員提案 両条例同日施行
千葉県※	①千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例 手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談等の聴覚障害者が使用する意志疎通手段 ②障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	H28.6.28 (H19.7.1)	議員提案
神奈川県	①神奈川県手話言語条例	H27.4.1	議員提案
新潟県	①新潟県手話の普及等の推進に関する条例	H29.12.26	議員提案
石川県	①石川県手話言語条例	H30.2 成立	執行部提案
長野県	①長野県手話言語条例	H28.3.22	執行部提案
愛知県※	①手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 ②愛知県障害者差別解消推進条例	H28.10.18 (H28.4.1)	執行部提案
三重県	①三重県手話言語条例	H29.4.1	議員提案
大阪府	①大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例 ②大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	H29.3.29 (H28.4.1)	執行部提案
奈良県	①奈良県手話言語条例 ②奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	H29.4.1 (H28.4.1)	議員提案
和歌山県	①和歌山県手話言語条例	H29.12.26	議員提案
鳥取県	①鳥取県手話言語条例 ②鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例	H25.10.11 (H29.9.1)	執行部提案
沖縄県	①沖縄県手話言語条例 ②沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	H28.4.1	議員提案

滋賀県社会福祉審議会委員名簿

(任期:平成29年7月11日～平成32年7月10日)

委員の区分	分野	委員名	役職名	
議会議員	全般	こまい ちよ 駒井 千代	県議会厚生・産業常任委員会委員長	
		むらしま しげお 村島 茂男	県議会厚生・産業常任委員会副委員長	
社会福祉事業従事者	全般	わたなべ みつはる 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長	
	障害者	なかむら ゆうじ 中村 裕次	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長	
		なかむら むねひろ 中村 宗寛	滋賀県児童成人福祉施設協議会 理事	
	女性・児童・青少年	なかじま みどり 中島 みどり	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長	
	児童・青少年	つかもと しゅういち 塚本 秀一	一般社団法人滋賀県保育協議会 副会長	
	高齢者	おざき みどり 尾崎 美登里	滋賀県老人福祉施設協議会 理事	
学識経験者	医療	さとう まこと 佐藤 誠	一般社団法人滋賀県歯科医師会 副会長	
		はまがみ ひろし 濱上 洋	一般社団法人滋賀県病院協会 副会長	
	児童・青少年	あべ つよし 安部 侃	滋賀県青少年育成県民会議 副会長	
	生活者(高齢者)	でんの せつこ 田野 節子	公益社団法人認知症のひとと家族の会 滋賀県支部 世話人	
	生活者(障害者)	えがみ ようこ 江上 陽子	車いすバドミントン 選手	
	高齢者	しらい きょうこ 白井 京子	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会 理事	
	障害者	さきやま みちこ 崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	
	高齢者・障害者	おやま まきこ 小山 万亀子	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会 理事	
	子育て	いさき ようこ 伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長	
	人権	まるもと せんご 丸本 千悟	公益財団法人滋賀県人権センター 専務理事	
	全般・地域福祉	こばやし えりこ 小林 江里子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
		きたおか けんごう 北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長	
		なかがわ ひでお 中川 英男	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 会長	
	企業・労働	はなふさ まさのぶ 花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	
		みやがわ とみこ 宮川 富子	滋賀県中小企業団体中央会 副会長	
	全般(市町)	ふじさわ なおひろ 藤澤 直広	滋賀県町村会 副会長(日野町長)	
	生活困窮者	しろ たかし 城 貴志	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 常務理事兼センター長	
	地域福祉	うえのや かよこ 上野谷 加代子	同志社大学社会学部 教授	
	計		26	

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	社会福祉 審議会 臨時委員
いしの ふじまろう 石野 富志三郎	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 常務理事	○
おかもと ゆみ 岡本 由美	一般社団法人 滋賀経済産業協会	○
おのうえ こうじ 尾上 浩二	NPO法人DPI日本会議 副議長(内閣府 障害者施策アドバイザー)	○
おの ゆきひろ 小野 幸弘	Co Creation LLC 代表(きょうされん滋賀支部理事長)	○
かきみ せつこ 垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表	○
かねこ ひであき 金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 常務理事	○
きたの せいいち 北野 誠一	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長(滋賀県障害者施策推進協議会 会長)	○
きたおか けんごう 北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長	
まきやま みちこ 崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長(障害者の滋賀の共同行動実行委員会 実行委員長)	
さの たけかず 佐野 武和	社会福祉法人ぼてとファーム事業団 代表理事	○
しげもり えつこ 重森 恵津子	滋賀県立野洲養護学校 校長	○
すみ のりひこ 鷺見 徳彦	大津市 副市長	○
たけした いくお 竹下 育男	せせらぎ法律事務所 弁護士	○
つつい こ 筒井 のり子	龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授	○
わたなべ みつはる 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長	
15名		

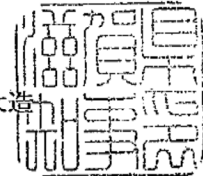


資料 1

滋 健 福 政 第 7 2 1 号
平成 29 年(2017 年)5 月 19 日

滋賀県社会福祉審議会
委員長 渡邊 光春 様

滋賀県知事 三日月 大造



共生社会づくりを目指すための条例の骨格について (諮問)

本県では、これまで、誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会や共生社会推進検討会議等において、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、障害福祉関係者のみならず、あらゆる主体が共に考え、行動するための具体的な方策について検討してきたところです。

その中で、従来からの「障害」の概念を捉え直し、ひきこもりなど様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の谷間の問題、社会参加や就労における課題に対して、社会福祉全般に関わるものとして、障害福祉関係団体、企業、行政、更には県民全体で取り組むことが求められています。

また、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が公布、平成 28 年 4 月に施行されました。これにより、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な法整備はなされたものの、規制の対象とする範囲、障害者差別に関する相談および解決に関する具体的な仕組みについては不十分であり、障害者差別解消法の実効性の補完が課題となっています。

以上のことから、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀に根づく福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すことを決意し、その歩みを確かなものとするため条例を制定することが必要であると考えているところです。

このため、共生社会づくりを目指すための条例の骨格について、社会福祉法第 7 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

共生社会づくりを目指すための条例の検討について

(社会的背景)

- 津久井やまゆり園の事件は、大きな衝撃と悲しみ、憤りをもたらすと同時に、今なお社会に障害のある人への根深い差別意識があることを明らかにした。
- 「滋賀の縁創造実践センター」などの実践を通じ、障害者と同様に人々の差別意識や無関心によって生み出された格差や社会的な障壁により「生きづらさ」を抱えて孤立している人の存在が顕在化した。
- 福祉サービスは充実してきたが、制度が縦割りで細分化され、ダブルケアなど複雑困難な福祉ニーズへの対応が難しく、人もサービスの担い手と受け手に分かれて、人と人とのつながりや、命のぬくもりを感じづらい状況がある。
- 人口減少社会を迎える中で、今後、行政や事業者等が既存のサービスを全て用意することは困難となっていくことも予想される。

(問題意識①～生きづらさ～)

- 従来からの「障害」の概念を捉え直し、障害者と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の谷間の問題、社会参加や就労における課題に対して、行政、障害福祉関係機関・団体に加え、企業や県民全体で取り組むことが必要ではないか。
- 「滋賀の縁創造実践センター」による活動や「子ども食堂」の取組など、「生きづらさ」の解消に向けた様々な実践を深め、更に拡大していく必要があるのではないか。

(問題意識②～障害者差別解消法の実効性の補完～)

- 県内では、障害者差別解消法（以下「法」）制定前の平成 24 年度以来当事者等からの条例制定を望む声があり、全国 24 道府県ですでに制定されていることから、滋賀県においても条例の検討をはじめめるべきでないか。
- 平成 28 年 4 月の法施行後も差別事案に関する相談は多くはない。差別に気づかない状況や、あるいは差別があっても声を上げられなかったり、現状を受忍せざるを得ないような状況があるのではないか。法の趣旨がより一層県民に浸透するように取り組むべきではないか。
- 県民誰もが「差別はよくないことだ」という意識を自分ごととして持つことが大切な視点であり、対象者や義務付けに関する上乘せ・横だしすることや、実際に差別を受けた場合の解決の仕組みを整えることなどが必要ではないか。

(条例の必要性)

- 生きづらさを生み出す格差や障壁が依然として存在し、また、人口減少社会を見据えた新たな福祉モデルが求められる今だからこそ、分野や立場を超えた人のつながりと、その喜びを実感できる社会を目指す取組が必要である。

- 過去に滋賀県で起こった障害のある人に対する虐待や差別事案に学び、そうした事案を二度と起こさせないための実効性のある取組が求められている。
- 糸賀一雄氏らによる近江学園での実践以来滋賀の地で培われてきた、当事者の思いを受け止め共感し、制度を待たずに自ら実践するという福祉の思想を県民の財産として未来に伝えていく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀に根付く福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すことを決意し、その歩みを確かなものとするため条例を制定することが必要である。

(背景および経過)

○平成 24 年 9 月 糸賀生誕 100 年記念事業準備会からの意見

- ・「事業を一過性の行事で終わらせてはいけない」
- ・「糸賀氏の実践と理念を未来につなげる必要がある」
→上記意見を受け、滋賀県障害者施策推進協議会に共生社会づくりについて研究する小委員会として「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会」を設置

○平成 24 年 10 月 県身体障害者福祉協会・県手をつなぐ育成会・県精神障害者家族会連合会から知事あてに要望書の提出

- ・障害を理由とする差別を防止する方策として、障害を理由とする差別の禁止のための県条例を制定してほしい。
 - ・条例づくりに当事者が参加し、意見を表明できる機会を設けてほしい。
- ※要望書の提出と併せて県議会全会派に要望

○平成 25 年 3 月 「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会」からの提言

本県での今後の障害者施策の推進にあたり、

- ・「障害のある人もない人もお互いを理解するため、継続した県民間の意見交換の場の設置が必要であるのではないか」
- ・「市町では担うことが困難な専門的かつ広域的な取組みにおいて、県条例により法的な基盤を整えることが有効であると考えられる」
- ・「検討する条例の内容は、差別禁止に特化するものではなく、障害のある人の権利擁護の視点に立ち、あたりまえに暮らし、働くことができる地域づくりに必要な総合的なものとし、かつ地域における共生のために必要な相互理解のための支援や調整等を含めた具体的支援策も盛り込んだものにすることが求められる」

○平成 25 年 11 月・12 月 ワークショップにおける意見(障害者差別禁止条例の制定)

糸賀一雄生誕 100 年記念事業の「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり」研究事業における、7福祉圏域で開催されたワークショップで、地域社会における障害の理解、障害のある人の就労、制度の谷間にいる障害についての課題を解決する方策として障害者差別禁止条例の制定を求める意見が出される。

○平成 27・28 年度 共生社会推進検討会議

- ・上乘せ、横出しのない条例では意味がない。
- ・条例で紛争解決の仕組みを設けるべき。
- ・条例の中で、差別の定義、合理的配慮の定義を明確にすべき。
- ・「生きづらさ」等まで範囲を上げると、障害者差別解消という本来の趣旨が曖昧になる。
- ・生きづらさまでに範囲を上げすぎると、逆に「障害者が得している」という誤解を与えかねない。また、実践的なことを想定すると、範囲を上げないほうが県民に根付きやすい。
- ・スピード感が必要だが、滋賀らしさを出すことも重要。
- ・難病患者も日々生きづらさを抱えている。従来の障害の中で対象とされてこなかった難

病患者や様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の「谷間の問題」、社会参加や就労における課題に対し、県民全体で取組が必要との意見が出て、安心している。

- 差別の解消と手話が言語であることは別の問題であることから、差別解消に関する条例とは別に手話言語条例が必要。
- 当事者の声、意見を聞く場が必要。
- 事例を掘り起こす必要があるのではないか。

○平成 28 年 7 月・9 月 「“縁” 県民運動推進協議会設立準備会」のための勉強会

- 子どもや高齢者に対する差別解消法はない。障害のある人にやさしい社会がすべての人にやさしい社会につながる。
- 全ての人を網羅した考え方が大切。
- 従来からの障害の枠の中で深めるべき課題と、障害の枠を拡げて考えるべき課題の両方がある。

○当事者団体等によるシンポジウム等の開催

- 平成 28 年 7 月 31 日（日） 勤労者福祉会館「臨湖」
- 平成 28 年 10 月 1 日（土） 草津市立まちづくりセンター
- 平成 28 年 11 月 5 日（土） 滋賀県立長寿社会福祉センター
- 平成 28 年 12 月 4 日（日） 安曇川公民館

○平成 28 年度 滋賀県障害者施策推進協議会

- 生きづらさまで対象を広げるとわかりにくくなるので、障害者差別解消法を補完することに焦点を絞った方がよい。
- 生きづらさまで対象を拡大する場合には、対象者を整理する必要がある。
- 条例は作って終わりではなく、県民に理解してもらい、根付くところまで考える必要がある。障害者だけに対象を絞ると「障害者だけ得している」という逆差別の意識を県民に与えかねず、ひいては「障害者は別の存在だ」という意識を助長しかねないことから対象は障害だけに絞らない方がよい。

障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格(案)

(下線部は滋賀県の特徴部分、網掛け部分は生きづらさに関する部分)

I 基本的事項

1. 前文

- (1) 条例制定に至る背景や現状、趣旨を広く県民に示します。
- (2) 過去に滋賀で起こった差別や虐待事案に学び、そうした事案を二度と起こさせないための取組について宣言します。
- (3) 必要な福祉サービスにつながらない、または福祉サービスがなく、社会の無関心や理解不足により孤立する者への共感と理解について示します。
- (4) 障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、「この子らを世の光に」に代表される滋賀で大切にされてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共生社会を目指すことを宣言します。

2. 目的

- (1) 障害のある人に対する理解および障害のある人に対する差別の解消に関する施策の推進に関する取組に関して、基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにします。
- (2) 障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を実現することを目的とします。

3. 定義

障害、障害者、社会的障壁、差別、不均等待遇、合理的配慮、障害の社会モデルについて定義することとし、その内容は以下のとおりとします。

- (1) 障害者 障害者差別解消法の障害者の定義を基本とし、「難治性疾患」および「断続的な制限」も含まれることを明記します。
- (2) 社会的障壁 障害者差別解消法の定めるところによります。
- (3) 差別、不均等待遇、合理的配慮 障害者権利条約の規定および国の障害者政策委員会差別禁止部会での議論を踏まえたものとします。
- (4) 障害の社会モデル 障害者が日常生活・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる

ものとしします。

4. 基本理念

- (1) 障害者の個人の尊厳の尊重、社会参加の機会の確保、地域における共生、意思疎通手段の選択機会の確保、自己決定の尊重、共生の営みと学び合いの必要性、一方的非難の否定、女性であること等性別・年齢など複合的な差別要因への配慮について規定します。
- (2) 障害および社会的障壁に係る問題は、すべての県民の問題として認識され、その理解が深められることを規定します。

5. 県の責務

- (1) 障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を実施します。
- (2) 障害、障害者および障害の社会モデルについて、県民および事業者の理解を深め、適切に行動するために必要な啓発を行います。
- (3) **県は、この条例の前文の趣旨を踏まえ必要な施策を推進します。**

6. 市町との連携

県は、障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に向けた施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

7. 県民・事業者・関係団体等の責務

障害、障害者および障害の社会モデルへの理解を深め、県が実施する障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

8. 財政上の措置

県は、障害を理由とする差別の解消や共生社会の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。

II 障害を理由とする差別の解消

1. 差別の禁止

誰もが、障害者に対して、あらゆる分野において、障害を理由とする差別を行わないこととし、以下の分野別に具体的な差別禁止の内容について規定します。

- ・福祉分野
- ・医療分野
- ・商品の販売またはサービスの提供分野
- ・労働・雇用分野

- 教育分野
- 建物分野
- 公共交通分野
- 不動産取引分野
- 情報・コミュニケーション分野
- 地域活動分野
- 災害分野
- 政治参加分野
- 意思表示の受領分野
- 複合的な差別分野

2. 社会的障壁の除去のための合理的配慮

誰もが、障害者またはその家族等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合またはそのことを認識しうる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととします。

Ⅲ 差別に関する相談および解決のための体制

1. (仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会の設置

- (1) 障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置します。
- (2) 委員会は、法第 18 条に規定する業務以外に以下の事項等を取り扱います。
 - 不均等待遇を行い、または合理的配慮に反した可能性のある事案についてのあっせんの手続
 - 専門相談員が行う職務に関する助言
- (3) 委員会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者等障害者を支援する立場にある者、学識経験を有する者、事業者等で構成します。
- (4) 専門の事項を調査審議する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができます。

2. 特定相談

誰でも県に対し、不均等待遇および合理的配慮に関する相談（障害者に不快の念を起こさせるものも含まれます。以下「特定相談」といいます。）をすることができます。

3. 専門相談員

- (1) 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができ、障害者の人権や社会モデルに理解のある者を、専門相談員として置きます。
 - ・ 2の特定相談への対応
 - ・ 2の特定相談のあった事例の調査研究およびその結果の委員会に対する報告
 - ・ 7の調査
- (2) 専門相談員は社会モデルを理解するとともに、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、公平かつ中立にその職務を行います。

4. 地域支援員

- (1) 知事は、障害者が2の特定相談や6のあっせん申立を行うときに、その権利を適切に行使できるようにするために、福祉圏域ごとに地域支援員を置きます。
- (2) 地域相談員は、障害についての社会モデルを理解するとともに、障害当事者の立場を十分に理解してその職務を行います。

5. 社会モデル研修

知事は、専門相談員および地域支援員に対し、障害についての社会モデルの理解が深まるよう、計画的に研修を実施します。

6. あっせんの申立て

特定相談の相談者は、専門相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、事案の解決のため、あっせんを求めることができることとします。ただし、行政不服審査法等に基づく不服申立て等を行うことができる行政庁の処分は除きます。

7. 事実の調査の手續について規定

- (1) 知事はあっせんの申立てがあったときは、事実の調査をします。
- (2) 知事は、必要に応じて、専門相談員に事実の調査を行わせることができます。

8. あっせん手続

- (1) 知事は、あっせんの申立てがあったときは、委員会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めます。
- (2) 委員会は、(1)によるあっせんの求めがあったとき、適当でないと認める場合等を除き、あっせんを行います。
- (3) あっせんを開始する場合、委員会は、委員〇名以上および専門委員で構成されるあっせん部会を設置し、あっせん部会によりあっせん手続を行います。
- (4) あっせん部会は、必要があるときは、事案の関係者に対し、意見聴取等を求め、また、専門相談員に追加調査を行わせることができます。
- (5) 高度に専門性を要する判断が求められる事案については、あっせん部会は専門性を有する者に意見を求めることができます。

9. 勧告

- (1) あっせん部会は、関係者が正当な理由なくあっせん案の受諾しないとき等は、知事に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができます。
- (2) 知事は、(1)の求めがあったとき、必要があると認めるときは、勧告することができます。

10. 公表

不均等待遇を行い、または合理的配慮義務に反したと認められる事業者が、知事の勧告に従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、その旨を公表することができます。

IV 共生社会の実現に向けた施策の推進

1. 県民の理解の促進

- (1) 県は、障害者への理解を深めるとともに、共生社会づくりを推進するために必要な普及啓発を行います。
- (2) 県は、すべての県民が障害の有無に関わらず、交流する機会の拡大と充実を図り、その相互理解を促進します。
- (3) 県は、すべての県民が障害に対する理解を深めるために、社会モデル研修を実施します。

2. 教育の推進

- (1) 県は、障害の有無に関わらず共に学び、必要な教育を受けることができるよう教育の支援体制の整備および充実に努めます。
- (2) 県は、学校における障害および障害者に関する正しい知識を持つための教育を促進します。

3 雇用・就労の促進

県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるよう必要な施策を講じます。

4 スポーツ・文化芸術活動の推進

県は、障害者がスポーツ、文化芸術活動等に参加することができる機会を確保するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動等の推進に必要な施策を講じます。

5 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

- (1) コミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに取り組みます。
- (2) 県は、障害者とその望む手段により、情報の取得および意思疎通ができるようにするために必要な支援を行います。
- (3) 県は、障害者に配慮した形態、手段による情報提供を行います。
- (4) 県は、意思疎通支援者の養成および技術向上に必要な施策を講じます。
- (5) 県は、情報の取得、コミュニケーションが、その手段に関わらず総合的に進むよう努めます。

V その他

1. 経過措置

「Ⅱ. 障害を理由とする差別の解消」および「Ⅲ 差別に関する相談および解決のための体制」の規定は、周知期間を経て施行します。

2. 見直し規定

この条例は、施行後3年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害の範囲、解決の手続き、共生社会の実現に向けた施策の推進等の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

また、検討に当たっては、(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会の意見を聞くこととします。